

門真市クリーンセンター内交通誘導業務委託仕様書

本仕様書は、可燃ごみ積み替えに伴うごみ収集車等（以下「車両等」という。）の交通誘導業務の概要を示すものである。

本書に記載のない事項であっても、状況に応じて発注者が管理の遂行上必要と認めた業務は受注者と協議のうえ、受注者において実施するものとする。

1 委託名

門真市クリーンセンター内交通誘導業務委託

2 委託場所

門真市深田町19番5号 門真市クリーンセンター

3 委託期間

契約締結日から令和6年11月30日まで

（業務期間 令和6年5月下旬から令和6年11月30日までの予定）

4 業務内容

発注者が指定する場所において、車両等の安全を確保するため交通誘導を行う。

5 留意事項

受注者は、警備業法第4条に基づく警備業の認定を受けていること。

6 提出書類

受注者は、遅滞なく次の書類を提出すること。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務日報
- (3) 業務完了届
- (4) 労働局の受領印のある就業規則の写し及び業務従事予定者の給与額のわかる給与規則又はそれに代わるものの写し
- (5) その他発注者が必要とする書類

7 一般事項

受注者は、次の事項を遵守し業務を適正に行うものとする。

- (1) 警備業法その他各法律及び条令に基づき業務の運営にあたること。

- (2) 業務上必要な事項については、常に発注者の管理担当者と緊密な連絡を取り、又は指示を受けて対処するとともに、適正かつ円滑な業務の運営に努めること。
- (3) 緊急事態等が発生した場合の被害状況等を確認し、必要に応じて事態の拡大や再発防止などのため臨機の処置をとること。
- (4) 交通誘導員は、常に清潔な服装とし、市民に不快感を与えぬように努めること。
- (5) その他、業務の遂行上必要な事務処理などを行うこと。
- (6) 日報などの書類は受注者にて保管し、発注者が提出を求めたときは、速やかに指示すること。
- (7) 業務従事者は、業務上知り得た情報を第三者に漏洩しないこと。

8 交通誘導員の配置位置、日数及び時間帯等

- (1) 交通誘導員の配置位置については、交通誘導員配置予定図のとおり（3ポスト）とする。
- (2) 配置日数については、委託期間中の日曜日を除く日のうち概ね125日とし、時間帯については、午前6時00分～午後0時15分、午後1時00分～午後2時45分とする。ただし、日数については、可燃ごみの積み替えの実施状況により増減する。
- (3) 車両等の誘導については、交通事故が発生しないよう無線機等を用いて交通誘導員同士で十分に連絡をとること。なお、連絡に用いる無線機等は受注者にて用意すること。

9 交通誘導員の資格等

- (1) 交通誘導員は、業務の履行にあたり、警備業法の要件を満たし、教育及びその他の訓練を受け、知識・経験・技能を修得した者を選任し従事させること。
- (2) 交通誘導員は、指定の配置箇所（3ポスト）に一人以上配置すること。
- (3) 配置する交通誘導員の名簿を提出し、人員替えがある場合は、速やかに名簿を発注者に提出すること。
- (4) 交通誘導員がいかなる理由をもって欠勤となる場合にも、業務に支障を来さないように、交通誘導員を補充配置すること。

10 交通誘導員は、次の業務を遂行すること。

- (1) 門真市クリーンセンター（以下「センター」という。）の敷地内のごみ搬出場所付近は道幅が狭く混雑するため、車両等の接触事故等が起こらない

よう細心の注意を払うこと。

- (2) 交通誘導員 1 は、可燃ごみ積み替え対象のごみ収集車（以下「ごみ収集車」という。）を指定のごみ搬出場所に誘導し、後続するごみ収集車を北側の待機場所に一時的に待機させるなど適切な誘導を行うこと。

また、資源ごみ置場付近に配置する交通誘導員 2 及び敷地内南側に配置する交通誘導員 3 と密に連絡をとり、後続のごみ収集車の状況を確認のうえ、資源ごみ置場付近での一時的な待機や、敷地内北側の待機場所へ移動をさせるなどの連絡を行い、北側が混雑しないよう、適切な誘導を行うこと。

交通誘導員 2 は交通誘導員 1 及び交通誘導員 3 との連絡体制により、ごみ収集車を資源ごみ置場付近に一時的に待機させ、また、敷地内北側の待機場所への誘導を適切に行うこと。

交通誘導員 3 は交通誘導員 1 及び交通誘導員 2 との連絡体制により、ごみ収集車を敷地内南側の待機場所に一時的に待機させ、また、資源ごみ置場付近への誘導を適切に行うこと。

なお、受注者は本業務委託を実施するに当たり、発注者と協議のうえ、実施計画を策定すること。

- (3) ごみ収集車の誘導については、細心の注意を払い安全な交通誘導業務を行うこと。
- (4) センター利用者の案内、車両等の誘導、安全確認等の交通整理を行うこと。
- (5) センター内における緊急事態への対応と誘導を行うこと。
- (6) 事故・事案など発生の場合は報告書を作成すること。
- (7) センター内の施設に関係のない者の立入りを制限し、駐車場等利用の場合は適切な場所に誘導すること。

11 交通誘導員の待機場所

交通誘導員の交替時の待機場所については、発注者が指定する場所とする。

12 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者及び受注者が協議してこれを定めるものとする。
- (2) 業務実施にあたり、各種関係法令を遵守すること。

13 支払方法 毎月払

交通誘導員配置予定図

